

あなたも地域の「支え手」に 地域で活躍するサポーター

100歳体操は、体操を指導するのにも地域に広めるのにも養成講座を受講したサポーターが主体となって行っています。

サポーターの活動は体操の指導や声掛けだけでなく、参加者の心の支えにもなっています。参加者が体操中に「もう体が動かないね」と気落ちしていると、サポーターのひとりが「無理しなくたっていいんだよ。顔みせにすればみんな喜ぶんだよ。来るだけでもいいんだよ」と元気がでる言葉をかけていました。

また、サポーターとして活躍することで、やりがいや生きがいを感じ自分自身も元気になります。



『元気！いきいき100歳体操』 サポーター養成講座を開催します



町ではボランティアに関心があり、介護予防サポーターとして地域で活動できるかたを対象に、養成講座を開催します。概ね65歳以上で、町内に住所を有し、原則全日程出席できるかた、ぜひご参加ください。

- 【日時】 右表のとおり
- 【場所】 保健センター
- 【定員】 20名（申込順、定員になり次第締切）
- 【申込み】 5月10日(金)から電話受付
- 【その他】 参加無料
- 【問合せ】 地域包括支援センター ☎76-1325

日程	時間
① 6月12日(水)	午後1時30分 ～3時30分
② 6月26日(水)	
③ 7月2日(火)	
④ 7月10日(水)	
⑤ 7月17日(水)	
⑥ 7月24日(水)	
⑦ 7月31日(水)	
⑧ 8月7日(水)	



①②100歳体操後に行われている「唱歌会ひまつぶしカフェ」(北阿那志)
③100歳体操後の脳トレの様子(沼上)

100歳体操が終わったあとに、それぞれの地区で行われている活動(楽しみごと)があります。もちろん、100歳体操を行って筋力をつけることを目的に来ているかたもいますが、体操後の活動(楽しみごと)を目的に来ているかたもいます。みんなと一緒に近くで楽しく活動できる。そして、地域でつながり安心感を深められる。それが「元気！いきいき100歳体操」です。

100歳体操のあとに



5月は軽自動車税・固定資産税(第1期)の納期です

納期は5月31日(金)
コンビニでも納められます

5月は軽自動車税・固定資産税(第1期)の納期です。忘れずに、5月31日(金)までに納めましょう。

軽自動車税には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。

申請は毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは早めに総務課へ申請してください。

- 申請期限 5月31日(金)まで
- 持参するもの
 - ① 印鑑(認印可)
 - ② 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(コピー不可)
 - ③ 運転者のかたの運転免許証
 - ④ 自動車検査証または軽自動車届出済証

⑤ 納税通知書
⑥ 納税義務者のかた(法人を除く)の個人番号確認および身元確認書類

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。既に普通自動車税の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

減免申請には
マイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、個人番号(マイナンバー)または法人番号の記入が必要です。



個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認(番号確認および身元へ実存確認)が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。

軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いたときは…

4月1日以前に廃車手続きや車を売却したにもかかわらず軽自動車税が課税されている場合は、総務課へご連絡ください。

問合せ || 総務課 税務係
☎76-5131

5月は自動車税の納期です

埼玉県は自動車税は金融機関のほか、コンビニでも納められます。忘れずに、5月31日(金)までに納めましょう。

※自動車税全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター(☎050-3786-1222)へご連絡ください。

消費税軽減税率制度 説明会を開催します

本庄税務署では、事業者のかたを対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者のかたに関係のある制度です。ぜひ説明会にお越しください。

【日時】 5月15日(水)、6月17日(月)
午後1時30分～2時30分

【場所】 本庄商工会議所 2階
第1会議室

消費税の軽減税率制度は、10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取扱いはある消費税の課税事業者のかただけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品などを購入する事業者のかたや、消費税の免税事業者のかたも、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【問合せ】 本庄税務署 法人課税部門
☎22-2111